

1 ICT関連経費の削減について

(1) ICT関連経費の削減について

ICT関連経費の削減につきましては、本年6月定例会において副市長がCIOを兼務した場合の経費的効果として、他の自治体においてCIOを外部から任用することによってICT関連予算が7%から23%削減できた事例を参考に、本市では約10%相当の削減が期待できると申し上げております。また、経費削減の効果については、今年度の予算執行分からあらわれ始めることが期待できる旨を御答弁申し上げました。

(2) 現在までの取り組み状況について

中間報告を申し上げますが、昨日の橋本議員の質問に対して御答弁申し上げましたように、CIOの就任後、CIOを中心とした体制のもとで、直ちに情報システムの導入等に関するガイドラインを暫定的に運用しながらCIO就任後に発注する情報システムの導入や改修等の内容について、その仕様書及び経費の積算が適正であるかどうかの審査を実施しています。

(3) 審査状況

システムの改善方法、改修方法の見直しによるプログラム本数や作業工数の削減などを行っています。その結果、これまでに審査した9件の情報システムの導入等については予算の合計額2億2090万円に対し、審査後の合計額は1億6716万円となり、5374万円の削減、24.3%減を図っています。引き続きこれから発注するすべての情報システムの導入等について審査を実施し、経費削減に努めてまいります。

(4) 本年度予算における大型汎用機、それから、府内LAN関係の事業費について

大型汎用機の運用に要する予算約18億円の内訳は、電子計算事務の一括民間委託費約13億円、オンライン端末機など機器借上料約3億円、通信回線料、消耗品費など、その他経費が約2億円でございます。また、府内LANの運用に要する予算約5億円の内訳は、サーバー等の借上料約4億円、府内LANの運用管理等に係る経費約1億円でございます。これらの予算は、昨年度の予算編成時に前年度までの実績を考慮するとともに、可能な限り経費の削減に努めながら必要経費を算出した上で予算案として提案し、議決をいただいております。

なお、これらの予算については、大半が年度当初に予算を執行しておりますが、来年度の予算編成に向けては、CIOを中心とした体制のもとで情報システムの導入等に関するガイドラインを暫定的に運用しながら経費節減に努めてまいります。

2 総合計画策定について

(1) <市長> 総合計画の改定についての御質問がございましたが、その基本的な考え方について、まず私から御答弁申し上げます。

今日、世界が直面する喫緊の課題の一つは、三たび核兵器が使用される危険性であり、これを阻止し得るかどうかはこれから数年の努力にかかっています。そして、より長期的な視点から見ても世界は重要な転換期に差しかかっており、都市とそこに暮らす住民は、地球温暖化や経済のグローバル化などもたらす影響をみずから問題として考え、解決に向けて取り組むときが来ています。

また、少子高齢化が進展し、人口減少社会の到来を迎えた中、経済成長を前提とした国土の均衡ある発展の時代が終わり、これまでの全国平均を重視した発想は成り立なくなっています。総合計画の改定に当たっては、こうした世界及び我が国社会における環境の変化や時代の潮流を的確にとらえ、今後の都市づくりに必要な各種施策を盛り込みたいと考えています。

また、世界的に都市のあり方を考えた場合、これからは平和や環境を初めとするさまざまな分野において、都市が先導的な役割を果たし、世界を牽引していかなければなりません。その都市の中でも平和の象徴としての求心力を持つ広島市は、世界のあり方、特に未来の都市のあり方を示すことのできる都市です。広島市は、広島で実現されていることがそのまま平和の意味であり、具現化であることを実感することのできる都市づくりに取り組み、世界のモデル都市を目指す必要があると考えています。

こうした基本的な考え方のもと、全庁挙げて総合計画の改定に取り組んでいます。今後、その取り組み状況について、節目節目で議会に説明させていただくとともに、市民の皆さんのお聞きしながら計画案の作成に取り組んでまいります。そして、来年の9月議会に議案を提出し、議決をいただいた上で、新しい基本構想及び基本計画を策定したいと考えております。

その他の御質問につきましては、担当局長から御答弁申し上げます。

(2) 計画の性格等について

総合計画の改定については、広島市総合計画策定に関する規則に手順が定められています。具体的には企画総務局計画担当局長は、基本構想及び基本計画の策定に必要な基礎資料を整備し、部局の長は、所管事務に属する事項について現状を把握し、問題点を摘出する、また、企画総務局計画担当局長は、部局の長と協議して基本構想案及び基本計画案を作成するなどと規定されています。このため、これまでの改定作業と同様、定められた手順に従い、改定に向けた作業を進めることにしております。

なお、その過程においては、さまざまな形で多くの市民の皆さんのお聞きし、それを反映させた計画づくりを行いたいと考えております。

また、総合計画は市政を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものでございまして、本市の行政計画となるものでございます。

(3) 基本計画が議決事項になったことの受けとめ、また、議会へのかかわりについて

平成 16 年、2004 年の2月定例会で議会の議決すべき事件に関する条例が改正されまして、基本計画の改定についても議会の議決が必要となりました。このため総合計画の改定に当たっては、これまでにも増して検討の過程等について丁寧に議会に説明し、御理解をいただきながら取り組む必要があると考えております。

こうした考え方のもと、まず昨年 11 月の総合計画審議会への諮問に先立ちまして、8月の総務委員会の初会合において改定の趣旨、改定スケジュール、平成 19 年度、2007 年度の取り組みについて報告をさせていただきました。

また、本年5月の総務委員会では計画改定の基本姿勢やこれまでの取り組み状況、今後の取り組みについて御報告させていただくとともに、7月の総務委員会の初会合でも同様の報告をいたしました。

今後、基本構想及び基本計画の改定について調査研究するための特別委員会が設置される予定と聞いておりますので、その特別委員会において、節目節目で説明をさせていただくとともに、御意見をお聞きし、それを反映させた計画案の作成を行いたいと考えております。

(4) 基本計画に掲げる施策の財源について

基本計画は基本構想を達成するための施策の大綱を総合的、体系的に定める長期計画でございます。この施策の大綱には、構想段階のもの、今後実現に向けて具体的な調査検討が必要なもの、また、本市が事業主体とならないものなども含まれることから、基本計画に掲げる事業について事業費及びそれに係る財源の算定はできないと考えております。

(5) 計画改定の市民参加について

今回の計画改定における新たな取り組みとしましては、公募により 4 人の市民を総合計画審議会委員に選任したほか、公募による市民 8 人で構成する広島未来市民会議を開催し、市政の課題の解決策の検討や施策の提案などを行っていただくことにしております。また、市のホームページで常時市民の皆さんから計画改定についての意見を募集しております。

基本計画の一部である区の計画づくりを進めるに当たっては、前回改定時と同様に各区に区まちづくり懇談会を設置しております。

また、新たな取り組みとして各区を 4 地区に分け、市民参加によるワークショップ方式で地区別まちづくり構想を検討・作成し、区の計画に反映させることにしております。

また、来年度には新しい基本構想及び基本計画の素案を公表し、市民意見募集を行うことによるなど、計画改定に当たり、さまざまな市民参加の取り組みを進めております。

総合計画は、将来にわたる本市の都市づくりの方向を定めるものでございます。今後とも多くの市民の皆さんとの意見をお聞きし、それを反映させた計画づくりを行いたいと考えております。

(6) 自治基本条例について

御提案の自治基本条例は、政令指定都市において、17都市中4都市で制定されています。その目的は、都市によって多少の違いはございますが、まちづくりに関し基本理念や基本原則を明らかにするとともに、市民の権利と責務、議会及び市の執行機関の役割と責務を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することです。その主な施策は、市民意見公募手続等の市政への市民参加の推進、それから、情報公開・情報提供制度の充実、行政評価制度の整備などでございます。

本市におきましては、平成15年、2003年11月に策定いたしました広島市行政改革大綱において、市民の市民による市民のための広島市政を支える行政体質の確立を目標とし、政策形成過程のあらゆる段階において市民の意思と力が十分生かせるシステムの構築に積極的に取り組んできました。

まず、市民参加の推進については、市民の意見や提案等を聞くことができ、市民主体の市政を推進する基本であるという考えに基づき、オフィスアワー、タウンミーティング、市民の声等により市民の自発的かつ率直な市政に対する意見や提案等を積極的に聞く制度を設けるとともに、市民意見公募手続の積極的な導入を行っています。

次に、情報公開・情報提供制度の充実につきましては、情報公開条例を早期に制定し、その後の社会情勢等の変化に的確に対応するため改正を行っております。また、行政情報の積極的な発信に努め、ホームページの充実、市政出前講座の実施などに取り組んでいます。

さらに、行政評価制度については、多岐にわたる市の施策をベンチマークという形で示すことで、市民の皆さんがあなたの仕事の取り組み状況を把握することを目的としています。また、公表された評価結果を市民の皆さんがあなたのことによって市の仕事の進みぐあいなどをチェックすることができる制度もあります。こうしたことにより、行政の説明責任を果たし、市民との間で情報の共有化を図っています。本市では、こうした施策に積極的に取り組んできており、他都市の自治基本条例に基づく取り組みと同じ方向を目指しております。

今後、他都市における条例制定の効果等を十分に調査しながら研究をしてまいりたいというように考えております。

3 人件費削減・職員定数と労務管理について

(1) 休憩時間廃止について

休憩時間の廃止による職場の状況に関しましては、特に昼時間においては食事時間が1時間から45分になったことにより、職員からは、気持ちにゆとりが持てなくなった、職員食堂の混雑度が増し、利用しづらくなったと、そういった声をよく聞きます。しかし、そのことで午後の勤務開始時刻までに席に戻れず、職務の遂行に影響が出ているというようなことはございません。

(2) 休息時間の廃止により時間外勤務の実施状況に変化があったか

病院事業局及び水道局を除く一般部局の一人当たり月平均実施時間数でございますが、平成20年度、2008年度の4月から8月までは12.5時間でございまして、19年度、2007年度の同時期の11.7時間に対して0.8時間の増加となっています。このように休息時間廃止したにもかかわらず時間外勤務が増加した理由といたしましては、もともと休息時間は勤務時間のうちにございまして、特に午後5時から5時15分までの休息時間にあっては、実際に職員の多くは仕事をしていたため、休息時間廃止前と比較して職員の稼働時間が実質的に増加したものではないこと、それから、後期高齢者医療制度の創設や原爆症認定基準の見直しなどに伴い事務量が増加したこと等によるものと考えております。

(3) 時間外勤務の削減等について

時間外勤務の削減につきましては、広島市職員子育て支援プランにおきまして時間外勤務の削減目標として平成15年度、2003年度実績に対して平成21年度、2009年度までに10%削減することを掲げています。これは同プランを策定する段階において、既に第2次行財政改革の中で目標数値を10%として時間外勤務の削減に取り組んでいたことから、その目標数値を踏襲したものでございます。

時間外勤務の削減につきましては、毎年4月に各局・区長に対し企画総務局長名で通知をしています。その中で、所属長は、常に事務事業の見直し、職員間の業務配分の点検等を行い、時間外勤務の削減に率先して取り組むよう依頼しています。

具体的な取り組み項目としては、職員に時間外勤務を命じる場合には、時間外勤務命令簿により必ず事前命令を行うよう所属長を指導するとともに、毎月、各局・区の庶務担当課による実態調査を行うなど時間外勤務の適正管理に努めています。また、毎週水曜日及び金曜日の定期退勤日については、原則として午後6時までにすべての職員を退庁させるよう所属長を指導しています。

当初予算における時間外勤務手当につきましては、時間外勤務の削減目標が未達成となった場合でも時間外勤務を実施した者には手当を支給する必要がありますので、当初予算の算定に当たりましては、時間外勤務の実績や選挙事務、災害対策業務などの一時的に増加する業務、時間外勤務の削減目標などを勘案しながら計上いたしております。

(4) 職員配置について

各所属の職員数については各局等からの職員増減員要求を踏まえ、事務処理の件数や事業の実施回数などの業務量、事務事業の性質や困難性、さらに普通建設事業を所管する部署であれば、その事業費や工期などを考慮した上で決定をいたしております。

職員数の削減につきましては、財政状況が厳しい中、義務的経費である人件費の削減は不可欠でありまして、引き続き最少の経費で最大の効果を上げることを念頭に行政改革計画に基づき、毎年度、事務事業の見直しを行いながら取り組んでおります。

その一方で、総合リハビリテーションセンターの開設や後期高齢者医療制度の新設など新たな行政ニーズに対応するためには、増員を行う必要があるとともに、教員とか消防、医療技術職など、一定数の配置を要する職種に係る職員数の確保のため、最小限の採用は必要であることから、短期間での大幅な削減は困難であるというように考えております。

また、管理職につきましては、平成17年度、2005年度の861人に対し、平成20年度、2008年度は881人と4年間で20人の増加となっています。

増減員の内訳は、地域連携・安全対策の推進体制の整備や都市活性化局の新設、総合リハビリテーションセンターの開設、クロスセクションの設置、新球場の建設担当部署の設置など複雑多様化する行政需要に適切かつ効果的に対応できる執行体制とするため、221人の管理職を増員しました。

その一方で、都市計画局の廃止、指定管理者制度の導入に伴う派遣職員の引き上げなどによりまして201人の管理職を減員し、差し引き20人の増加に抑えたものでございます。

今後とも事務事業の見直しや統合を進めるとともに、民間移管の推進やＩＣＴの有効活用など、より効率的な行政運営を検討し、管理職を含む職員の適正配置に一層努めてまいります。

(5) 土日祝日の開庁について

本市の週休二日制につきましては、先進諸外国と比べて長い労働時間の短縮を図り、ゆとりある国民生活の実現を推進するため、全国的な土曜閉庁の導入を進めるという国の方針を受け、平成5年、1993年4月から土曜日を閉庁として実施しております。

議員御指摘の土曜、日曜日や平日の時間外の区役所の開庁につきましては、開庁により市民のニーズにこたえることができる一方で、土曜、日曜日の閉庁は市民生活に定着していること。また、光熱水費や施設管理費、オンラインシステムの改造などに係る経費など新たな負担が生じること。さらに、職員についても必要最小限の人数で対応しており増員が必要となることなど、さまざまな問題があり、直ちに実施することは困難であると考えています。

このため土曜、日曜日や平日の時間外でのサービス提供という市民ニーズにこたえるため、何点かございますけど、まず一点として、閉庁時でも市民からの問い合わせにこたえることができるようコールセンターを開設し、毎日午前8時から午後10時まで対応しています。

それから、開庁時に来庁することが困難な方への対応として、バスセンター内に市役所サービス・コーナーを開設していますが、来月1日から水道局基町庁舎の広島市旅券センターのそばに移転しまして、新たなサービスを行います。あわせて旅券センターにおいても土曜日に加え、新たに日曜日に旅券の交付を行うとともに、午前9時から午後4時30分までの開所時間を30分間延長し、午後5時までといたします。

それから、区役所で発行する各種証明書について郵送による請求・交付や電話予約による休日交付を区役所や市役所サービス・コーナーで行っています。

それから、婚姻届や出生届などの戸籍関係の届け出を、24時間、区役所で受け付けています。また、インターネットを利用して申し込みや届け出のできる電子申請も行っております。

このような土曜、日曜閉庁等の補完的な措置につきましては、引き続き必要に応じて内容を充実するとともに、市民へのPRに努めてまいります。

また、平成19年、2007年1月に取りまとめました区役所機能のあり方についての中で、土曜日、日曜日や時間外でのサービス提供の要望に対応するため、市役所サービス・コーナーの充実と開庁以外の手法について検討することといったしておりまして、ICTを活用したワンストップサービスなど利便性の高い行政サービスの提供にも努めてまいります。

(6) 職員定数の削減について

本市では、第1次及び第2次の行財政改革において、平成9年度、1997年度から平成15年度、2003年度までの7年間で既に866人の職員数を削減しています。また、現行の行政改革計画においては、平成16年度、2004年度から平成22年度、2010年度までの7年間で約7%，約850人を削減することを目標に掲げており、これらを合わせると14年間で約1,700人、平成8年度、1996年度の職員数1万3220人の約13%を削減することになります。現行の行政改革計画における職員削減の計画期間は、平成22年度、2010年度までとなっておりまして、次期行政改革計画の計画期間にあわせて人員計画を策定したいというように考えております。

それから、直接質問ではございませんでしたが、お話の中で、少しちょっと申し上げさせていただきたいんですけれども、話の中で、13年度から導入した府内LANでございますけれども、これで当初計画で44人分の事務量を見込んでおったけれども、サーバーの能力とか市民からのメール、問い合わせ、相談がふえたんで、44人の削減をしなかったといったような答弁がございました。これは恐らく、昨年6月定例会での質問に私が答えた点についてだと思いますけれども、あのときのあの質問は二つあります、府内LANはフル稼働しておるのかと、パソコンの方はフル稼働しておるのかという質問がありまして、それに対して最近ではサーバーの能力をほぼいっぱいまでに使用する状況になっていることとか、また、市民からの電子メールによる相談や問い合わせなどが増大していることから、府内LANは当初計画以上に有効に活用されていると考えておりますというのを答弁させてもらったわけです。

それから、44人分の事務量があって職員を削減しなかったことにつきましては、事務量の削減効果については府内LANシステムを利用する全職場、全職員の削減効果を積み上げたものであり、実際に職員の削減を行ったものではありませんといった御答弁を申し上げておりますので、申し添えておきます。

4 家庭ごみの有料化について

(1) 受益者負担について

御指摘の受益とは、市民が本市のごみ処理サービスを受けることをいいます。環境省が平成19年、2007年6月に示した「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、「税収のみを財源として実施する一般廃棄物処理事業は、排出量の多い住民と少ない住民とでサービスに応じた費用負担に差がつかない。また、住民登録地と実際の居住地が異なるなどの理由により、納税していない市町村の一般廃棄物処理サービスを受けるという不公平も懸念される。排出量に応じて手数料を徴収する有料化を導入することで、より費用負担の公平性が確保できる」としております。つまり、ごみの減量に積極的に取り組んでいる市民よりも、ごみを減量せずに出す市民の方が市からの行政サービスを多く受けているということです。

本市としても家庭ごみの有料化により、市民にごみ排出量に応じたごみ処理手数料を負担していただく仕組みにすることは、すべての市民にごみの減量に積極的に取り組んでいただき、その努力を手数料の負担に反映させることができ、受益と負担の不均衡の解消につながるものと考えております。

(2) 今後のごみ量予測について

本市は、平成16年、2004年7月にゼロエミッションシティ広島を目指す減量プログラムを策定し、平成20年度、2008年度までに平成14年度、2002年度比で、ごみ総排出量を44万4000トンから20%減の35万トンとするほか、リサイクル量を倍増、埋立処分量を50%削減するとの三つの目標を掲げ、ごみの減量、リサイクルの推進に取り組んでおります。

この結果、ごみの総排出量は年々減少し、昨年度実績で39万4000トンまで削減させることができ、市民一人一日当たりのごみ排出量は政令市の中で最も少なくなっています。埋立処分量50%削減の目標も既に達成しておりますが、ごみ総排出量の20%減、リサイクル量の倍増という目標達成は厳しい状況にあります。

こうした中、現在、平成21年度、2009年度以降の減量プログラムについてゼロエミッションシティ推進協議会で検討しております。協議会では一層のごみの減量に取り組む必要があるとの意見が多く、家庭ごみの有料化などの施策を導入することによって平成25年度、2013年度の排出量を32万5000トンとする目標を掲げ、減量に取り組むことを検討しております。この協議会の検討を踏まえ、今年度中に次期減量プログラムを策定し、引き続きごみの減量に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

(3) この目標、ごみ量の設定の根拠について

さきに申し上げましたとおり、本市のごみ排出量は、平成19年度、2007年度実績で39万4000トンであり、市民一人一日当たり925グラムとなっております。平成25年度、2013年度のごみ排出量目標32万5000トンは、本市が5種類分別を開始いたしました昭和51年度、1976年度以降、市民一人一日当たりの排出量が最も少なかった昭和60年度、1985年度の765グラムの水準にすることを目標に、この数値に平成25年度の人口見込みを乗じて算出したものです。この目標を達成すれば、平成19年度と比較して年間排出量は6万9000トンの減、市民一人一日当たりの排出量は160グラムの減になります。この6万

9000 トンの削減量の内訳は、家庭ごみの有料化で3万 9000 トン、家庭系生ごみ処理機等補助制度の導入などで7000 トン、事業ごみ有料指定袋制度の継続実施などで2万 3000 トンと見込んでおり、これらの施策をすべて実施した場合、達成可能な数値と考えております。

(4) 手数料について

家庭ごみを有料化した場合の手数料の金額につきましては、ごみの排出抑制につながる負担水準にする必要があります。環境省が示しました一般廃棄物処理有料化の手引きでは、1リットル1円から2円程度の料金水準では10%強の排出抑制効果が見られ、また、料金水準が高くなるほど排出抑制効果も高くなる傾向が見られるとしています。

一方、1リットル当たり1円未満の場合は、排出抑制効果があまり期待できないとされています。

また、既に有料化を実施している政令指定都市のほとんどが手数料を1リットル1円としております。こうしたことから、本市の廃棄物処理事業審議会では、家庭ごみ有料化の手数料はおおむね1リットル1円を参考に審議していただいております。

(5) 減量によるごみ処理経費の削減効果について

廃棄物処理事業審議会で有料化を審議しております家庭ごみの種別は、可燃ごみ、ペットボトル、リサイクルプラ、その他プラ及び大型ごみの5種類です。これらのすべてのごみを有料化した場合の削減量は、年間で3万 9000 トンと見込んでおります。この削減量に伴う年間のごみ処理経費は、施設等に係る固定経費を除き、現在の処理体制のもとで、ごみ量に応じてかかっております経費の削減額を試算してみると、収集運搬経費の減が約1億 7000 万円、清掃工場等での処分経費の減が約 9000 万円合わせて2億 6000 万円の経費が削減できるものと考えています。

また、ごみ量を削減することは日々の直接的な処理経費の削減だけでなく、将来の清掃工場等の処理施設を減量後のごみ量に見合う規模で計画することができ、施設建設経費の大幅な削減を図ることができます。こうした長期的な計画のもとで廃棄物処理行政を推進し、ゼロエミッションシティ広島の実現に向け、なお一層取り組んでいきます。

5 子供の安全について

(1) 子供の安全について

まず、子供の危機に関する情報は、原則としてすべてについて速やかに発生日時、場所、事案の内容、不審者の特徴及び子供の安全を確保するための指示事項をファクスや電子メールによりまして、本市立の幼稚園及び学校に情報提供するとともに、保育園や児童館を所管する市の関係部署に提供しております。また、同時に、私立学校や県立学校等を所管する広島県や広島県教育委員会等に対しても同じ情報を提供しております。提供を受けましたそれぞれの機関は、

その情報を速やかに所管する保育園、児童館、私立学校、県立学校等に対し提供をしております。

(2) バイクなどの配置について

通学の実情等に応じてそれぞれの学校の設置者が主体的に判断されることが基本と考えております。本市としましては、登下校時の安全確保に有効であると考え、市立の全小学校にバイク等を配置したものでございます。

また、子どもの見守り活動 10 万人構想を掲げ、子供を地域全体で守っていく体制づくりを全市域で推進しております、通勤などの日常生活に合わせた見守り活動とともに、市内のすべての小学校区で行われている見守り活動を強化することが、私立学校等の児童生徒等の安全確保にも寄与するものと考えています。

本市としましては、すべての子供たちについて、その安全確保が図られるべきものと考えております、今後も保護者や地域団体など多くの市民の協力を得ながら、すべての子供たちの安全が確保できるよう取り組んでいきたいと考えております。

〈再質問〉

時間が過ぎているので気兼ねなんんですけど、2点ぐらい。

確認ですけれども、6億 3000 万の削減というのは、今年度中にできるということで理解をしていてよろしいですよね。そこを確認をさせてください。

それから、休憩時間の廃止なんですけれども、これまで有給の休憩時間は仕事をしていたというふうにおっしゃられますけれども、職員のアンケートでは、ゆとりがなくなったとかというふうなことをおっしゃられているということは、結局は今までそこは仕事をされていたわけではなくて、ゆっくりされていたのではないかというふうに思いますけれども、それにも増して稼働時間がふえたわけですが、結局は時間外もふえていて退庁が早まっているわけではないという御答弁なんですが、どういった事務量が実際にふえたのか。去年との比較なんですね。去年は選挙もありましたので、4月当たりの時間外労働時間というのは多分多かったと思うんですが、それとも比較して、ことしの4月から8月までの時間外がふえているということなので、今、例えばということで後期高齢者ということを挙げられましたけれども、どういった事務量がふえたのか、もう二、三例をお挙げください。それで終わります。よろしくお願いします。

〈再質問 答弁〉

6億 3000 万の効果が今年度に出るかということですけれども、今年度から出始めて、最終的には複数年度にわたって効果が出てくることになります。

それから、どんな仕事がふえたんかということがございましたけれども、今、一例として後期高齢者医療制度を申し上げましたけれども、実は、こういうことなんです。これまで、例えば昼間にしますよ。12時から12時15分まで休憩時間だったと。それが今度、実際に仕事をする稼働時間になった。そうなってくると、どういう影響があるかといいますと、私をとって申し上げますと、これまで一応12時から12時15分までは休憩時間ですから、みんな協議や何かを持ってくるときに気兼ねしながらこう持ってきてました。それでそうやつったわけですけれども、今度はそれが実際の本当に正規の時間ですから、もうこれは堂々と時間入れます。そうするとどういう状況かといいますと、12時15分までは正規な勤務時間なんですけれども、実際には12時15分から5分、10分というのは終わらない、いくわけですよ。要するに、みんなそういう状況になると、職員が気分的にゆとりが少なくなったとかいうのはそういうことからそういう発言が出てくるというものでございます。

〈再再質問〉

6億3000万は1年間です。そちらの出された資料には、年間10%って書いてありました。私は、変な答弁されるなと思ったんです。7月に就任されるのに4月からさかのぼっての削減額を6億3000万といわれるので、それで今回も確認の意味で質問させていただいたんです。そちらが出された資料に年間10%というふうに書いてあったんです。もう一回、御答弁お願いします。

〈再再質問 答弁〉

済みません、短く答弁したいんですけど、ちょっと詳しくさせてください。

実は、今年度の63億の予算の中には、いろんな経費がございまして、例えば情報システムの新たな導入とか改修の経費、それとその運用保守経費がますます。それから、既存の情報システムの保守運用経費もあるわけなんです。新たなものについては、CIO就任後にシステムについて全部チェックをして審査をしとるというて申し上げておりますけれども、既存のものについては、先ほども答弁しましたけど、これは運用保守経費ですから4月の初めにもう契約して予算を執行しておるわけです。それは今年度すぐ見直すわけにはいきませんから、それは先ほど答弁しましたけれども、来年度の予算編成に向けてシステムの内容を点検し、審査していくということになります。ですから、具体的にその効果が出るのは来年度の当初予算で出てくるというものでございます。